

## ＜協議離婚無効確認調停を申し立てる方へ＞

## 1 概要

協議離婚が成立するためには、離婚届提出時に夫婦双方に離婚する意思があることが必要です。例えば夫婦の一方が他方に無断で協議離婚の届出をした場合、その協議離婚は他方が追認しないかぎり無効となります。そして、協議離婚の記載がされた戸籍を訂正するためには、夫又は妻を相手方として協議離婚無効確認調停を申し立てる必要があります。

この調停において、申立人（あなた）と相手方との間で、先に届出された協議離婚が無効であるとの合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行ったうえで、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。当事者双方が合意に至らない場合又は合意が正当であると認められない場合は、調停が不成立となります。

なお、すでに一方の者が別の第三者と婚姻している場合には、その夫又は妻のほか、婚姻相手の第三者も相手方として婚姻取消しの調停を申し立てることも必要となります。

## 2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

## 3 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1,200円分
- 連絡用の郵便切手・・・500円×4枚、180円×3枚、110円×10枚、10円×10枚  
合計3,740円分

## 4 申立てに必要な書類

- 申立書（裁判所用）＋申立書コピー**（相手方用、申立人（あなた）用の控え）  
→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、申立書とともに相手方送付用のコピーを提出してください。申立人用の控えは、調停期日に持参してください。
- 送達場所等及び連絡先の(口変更)届出書1通**  
→送達場所等について非開示を希望する場合には、「3 送付(送達)場所及び連絡先の非開示希望の申出について」の該当欄にチェックを入れてください。
- 進行に関する照会回答書1通**
- 申立人及び相手方の戸籍謄本(全部事項証明)各1通**  
→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 離婚届の記載事項証明書1通**

## 5 調停手続で必要な書類等の提出方法等

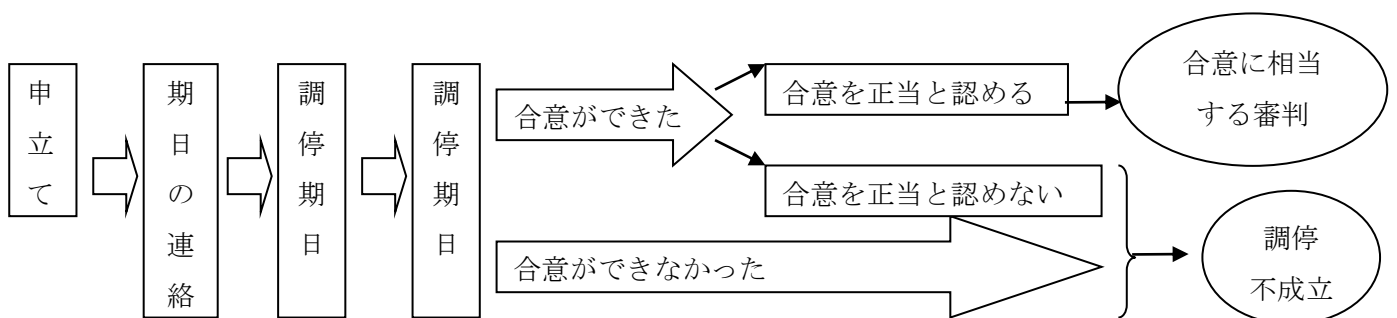
- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

## 6 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、法律の定める閲覧・謄写の除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請をすれば必ず許可されることになります。

## 7 調停の進め方

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入ってください。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。



## 8 その他

申立人には、戸籍法による申請義務があります。審判が確定した後、1か月以内に市町村役場に戸籍訂正の申立てをする必要があります。戸籍訂正の申請には、審判書謄本と確定証明書が必要ですから、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付申請をしてください。戸籍訂正の申請は、当事者の本籍地又は申立人の住所地の戸籍役場（市区町村の戸籍担当窓口）にしなければなりません。申請に必要な書類等の詳細については、申請先の戸籍役場（市区町村の戸籍担当窓口）にお問い合わせください。